

委員提出資料

- ・ 安部委員 P 1
- ・ 中村委員 ・ 畑山委員 P 4
- ・ 平井委員 P 9

安部委員

1 自立支援（4~6 ページ）

（1）「通所による自立支援の提供」とは？

○通知「社会的養護自立支援事業等の実施について」（H29.3.31）雇児発 0331-10

「5 設備」の（2）対象者が集まることができる設備に通うこと？

⇒この設備は、生活相談、就労相談する場合に設置



○居場所の提供とコーディネーター配置を義務化へ
都道府県（政令市）に複数設置が必要

2 子どもの権利擁護

（1）意見表明「自立支援計画に子どもの声を反映

○小学1年生以上の子どもとは、子どもと一緒に自立支援計画を作り、

子どもと担当職員（複数可）とが署名し

子どもにコピーを渡して壁に張るなど見える化し

担当児童福祉司に送付とすると同時に監査の対象とする

○なお支援者においてはアセスメントに基づくと同時に子どもの意向も考慮し、

総合的な自立支援計画を別に立てる

（結果的に2つの自立支援計画になるが、両者の整合性は必要）

（2）権利擁護機関

○権利擁護機関として児童福祉審議会が当たる場合は、必ず「意見表明支援員」を置かなければならない

⇒ 筆者は福岡県の同委員をしているが、制度ができて1度も声が上がってこない

(3) 記録の取り扱いのいくつかの課題

①本人が知らない記録

児相勤務時に知り合いの記録が児相に残っていて、その方の知能検査のIQなどが見れました。子どもの頃の記録ではあるのですが、「記録を残す→職員が閲覧可能」となると思わぬ所で個人情報の漏洩の可能性もあります(個人情報保護法施行前ではありましたが、ご本人はそんな情報が児童相談所に残っているとは思ってもしないと思います)

また非行や不登校などの相談は、自立支援を考える児童福祉法の観点から20歳以降は記録を廃棄した方がいいのではないかと思います

②過去の事実を知る権利

50歳過ぎの方が児童養護施設に尋ねてきて、施設入所したいきさつを聞きたいと希望された話も聞いたことがあります

③膨大な量の書類の保存場所

さらに児童相談所では膨大なケースを受理し記録として残しているの、倉庫が満タンになり、保管に苦慮している事実もあります。

③のため、多くの児童相談所で各自治体の公文書の保管規則に則り、終結後5年や18歳を超えて5年などで破棄していると思います。そうすると②のように、ライフストーリーワークが目指す人生の振り返り(つながりの回復)が困難になります。今回の議論も、そのような声から出たのだと思います

色々な課題があるバランスが難しい問題なので、ていねいな議論が必要かと思いました

中村委員・畑山委員

令和3年10月5日

第35回社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会

「資料1 具体的な対応について3(社会的養護経験者の自立支援、基盤(情報、権利擁護))」

に対する社会的養護経験者からの意見

Children's Views & Voices (CVV)

代表 榎 超

副代表 中村 みどり

NPO 法人インターナショナル・フォスターケア・アライアンス (IFCA)

エグゼクティブ・ディレクター 粟津 美穂

ユース・レプレゼンタティブ 畑山 麗衣

5. 社会的養護経験者の自立支援

○ 「入所等措置や自立援助ホームの対象について(資料1スライド3)」に対する意見

① 少なくとも18歳までの社会的養護の保障を

- ・ 高校中退による措置解除が慣習化している。通知(雇児発1228第2号平成23年12月28日「児童養護施設等及び里親等の措置延長等について」)を徹底し、少なくとも児童福祉法の対象年齢は社会的養護の対象として保障されるよう改善いただきたい。
- ・ 子ども自身が社会的養護から離れたい場合など、18歳までの保障が難しい場合においても、アフターケア機関等につなぐ・自立の準備をする等、安心して社会で生活していけるための支援を必ず行っていただきたい。
- ・ 子どもたちの最善の利益のために、職員の人材確保・人材育成・支援者支援を行えるような資金面での充実が必要

○ 「自立支援の提供について(資料1スライド5)」についての意見

① 自立支援実施の自治体間格差が是正される方策を

- ・ 平成16年児童福祉法改正により、各施設の業務に退所者への相談業務が規定されたが、現状オプションのようなものであるが故に自治体・施設によって子どもたちが受けられるサービスに格差が生まれており、補助事業から必置になるよう法律への明記が必須である。特に措置解除後、数年は手厚い支援の設定を検討していただきたい。
- ・ 児童福祉法で18歳以降の支援に十分対応できないのであれば、措置解除後に対応するなんらかの法的根拠を明示していただきたい。

②措置解除後に自治体間移動をした場合の自立支援の保障を

- ・ 都道府県間を移動した際にも、措置元自治体にかかわらず、措置解除後のケアが受けられるようにしていただきたい。若者の生活にとって移動は当然起こることであり、自治体間の移動が支援の切れ目にならないよう引き継ぎが必要である。
- ・ 社会的養護を経験した若者や、本来であれば社会的養護が必要であった若者に特化した伴走型支援を提供する「ユース・センター」の設置を要望する。米国におけるユースセンターとは、児童養護施設、里親家庭、自立援助ホーム等から自立した若者が安心して社会にでていくためにサポートする機関であり、社会的養護に理解のある職員（ユースワーカー）を配置し、教育・雇用・職業訓練・住居・生活支援・自立支援・情報提供・経済的支援（学費・医療費）・メンタルヘルスケアプログラム、ピアサポート等を行うものである。

③既存の施設や里親だけに頼らない自立支援制度の構築を

- ・ 既存の施設や里親だけに頼らない措置解除後の支援制度の構築を検討していただきたい。施設や里親とつながり続けられる経験者だけではないことは、ケアリーバー調査の案内率(53.8%)・回答率(14.4%)からも明らかである。
- ・ 都道府県政令市に通所による自立支援を行える事業所を速やかに整備していただきたい。

④措置解除後の支援のための現況把握の責務化

- ・ 退所した人たちに確実に支援を届けるためには、退所した者の状況を継続的に把握し続ける必要がある。状況を把握することも国や地方自治体の責務と考える。
- ・ 18歳以降の社会的養護経験者の現況等の把握を行う機関の所在を明確にしていきたい。
- ・ こうした責務化には予算・人員の配置が必須であり、合わせて検討いただきたい。

⑤在宅・家庭復帰後のケアの充実を

- ・ 家庭復帰の可能性と、家庭復帰が叶わない場合のパーマネンシーの保障について同時並行で検討するプランニングを検討していただきたい。
- ・ 家庭復帰に至るまでの前後の子どもや家族個々の状況に合わせた準備のための柔軟な予算を検討いただきたい。例えば、ベッドや机・服の購入など、家庭復帰にむけた環境を整えるための経済的な支援が必要。
- ・ 家庭引き取り後より一層支援が受けられにくい状況があり、家庭引き取り後にも決定の定期的見直しや必要な情報等の提供など、終結ではなくゆるやかにサポートが続く柔軟性のある支援を望む。

6.基盤(権利擁護)

○「子どもの意見表明(資料1スライド14)」に対する意見

①子どもの権利を基盤にした児童福祉への改革を

- ・ 児童福祉法の第1条に「児童の権利に関する条約の精神にのっとり」と明文化されていることを踏まえ、子どもの権利擁護(子どものまもられる権利の保障)の側面のみならず、子どもの権利条約に示されるすべての子どもの権利を保障するための予算配分および制度の構築を検討してほしい。
- ・ 措置解除後のケアリーバーの状況が、多くの若者と明らかに差があるということは、子どもの権利条約の第2条差別の禁止の違反であるともいえる。社会的養護を必要とする子どもの生きる・育つ・まもられる・参加する権利が包括的に保障され、子ども時代を享受できるようにするために、子どもの権利の視点で制度を見直してほしい。
- ・ 日本社会全体においても子どもの権利の啓発は遅れているが、特に社会的養護を必要とする子どもに保証されるべき権利について明文化し、その際に社会的養護の経験者の意見を踏まえて策定してほしい。
- ・ 各自治体に任されている『子どもの権利ノート』についても、国としての具体的な案を法的な根拠に基づいて明文化し、すべての自治体で作成されるようにしてほしい。子どもは、子どもの権利を知ることなしに、意見を表明すること、救済を求めることが難しい状況を踏まえるべきである。

②国、地方自治体において子ども家庭福祉への当事者参画の明記を

- ・ 「Nothing About us without us(私たち抜きに、私たちのことを決めないで)」という当事者とともに考える姿勢をもってほしい。社会的養護に関するすべての事項(新しい制度・事業策定・運営など)に関して、社会的養護経験者の声なしに決定をしないよう明文化していただきたい。
- ・ 社会的養護経験者としての発言が制限されたり、妨げられないよう、学識者・専門家同等に社会的養護経験者が扱われるようにしていただきたい。
- ・ 多く参画ができるよう、社会保障審議会の下に当事者ワーキングを設置する、子ども・若者への事前ヒアリングを行うなど、多様な参画の形を検討していただきたい。

③社会的養護経験者(利用者の声)の実態を把握し、社会的養護制度に反映を

- ・ ケアリーバー調査から明らかになった課題を、社会的養護制度の問題として制度を改善するよう検討していただきたい。
- ・ ケアリーバーの実態把握に対する国と都道府県の責務を明確にして、ケアリーバー調査の定期化・継続化をお願いしたい。(ex.児童養護施設入所児童等調査は5年ごとの実施)。

新しい社会的養育ビジョン

ケア・リーバー(社会的養護経験者)の実態の把握【国】p54

ケア・リーバーの実態把握の自治体の責務化と毎年の公表の実施【都道府県】p55

- ・ 調査設計からの参画、ケアリーバーがインケアの子どもたちへのヒアリングを行うなど、ケアリーバー調査への当事者の参画を検討いただきたい。

④意見表明支援員（アドボケイト）の質の担保を

- ・ 意見表明支援員が真に機能するための質の基準を明確にし、それを実践するための一定の基準を満たした養成研修の実施を検討いただきたい。
- ・ 社会的養護のもとで暮らす子ども・経験者が評価できる仕組みの構築をしていただきたい。

○「記録の取り扱い（資料1スライド18）」に対する意見

記録の保持と説明責任の明記を

- ・ 社会的養護にいたときの情報や記録の保管と説明を保障していただきたい。これは、施設に措置されたものだけでなく、児相が介入した場合も同様。
- ・ 記録の保持については、25歳の上限を改訂し、より長期間の保存を行っていただきたい（児童相談所運営指針第3章第2節12(4)児童記録票の保存期間）。

○その他の意見

社会的養護に対する社会の理解を促し、差別をなくすための取り組みを

- ・ 社会的養護を経験したことによって、差別や偏見を受け社会的な不利益を被ることがある。また、繰り返しになるが、ケアリーバーの生きる状況が非常に厳しい状況にあることは、それ自体が社会の支援が不足しているという差別的な状況をあらわすものであると考える。こうした社会全体の状況を変革することは、制度を設置・運営する国や地方自治体の責務であると考えている。

平井委員

自立援助ホームの就学支援について

自立援助ホームの入居者については、以前のような就労対象者に加えて就学者（高校等）の入居が増加し、2021年1月の全国調査でも就学者の割合が50%になっている。このことを踏まえて自立援助ホームでの就学支援の充実策を図ることも必要である。

就労支援について

コロナ禍ということもあり、就労先の減少が見られる。コロナ禍でなくとも社会的養護の子どもたちは、住む場所＝就労といった枠の狭い状況にあるため、以前制度化されていた職親制度に代わるものとして「社会的養護協力雇用主制度」（仮称）を創設することも手法である。

住居支援について

行き場を失ったバックアップのない社会的養護経験者に対して、一時的な居所として柔軟な対応ができるような「ステップハウス事業」により住居支援を行う必要がある。また、住宅セーフティネット制度による法律で定める住宅確保要配慮者の範囲の中に、低所得者・高齢者・障害者等があり、次に国土交通省が定める特に配慮が必要な者として、児童虐待を受けた者・DV被害者・生活困窮者等がある。この制度を上手く活用できる活用しやすい制度にしていくことも必要である。

自立支援担当職員配置について

自立支援担当職員の配置を推進していただいているが、自立援助ホームについては、児童養護施設等と違って定員が6名程度となっているため、国で定める年間件数等の条件をクリアするのが難しいことから、配置が進んでいません。件数よりも支援内容で配置できるように緩和することが必要である。

18歳以上20歳未満の委託措置について

自立援助ホームは20歳未満までの委託措置が可能であるが、18歳以上は児童相談所に掛からないことから、市区町村をはじめ他機関からのホームへの直接相談が多くある。入居対象であれば、児童相談所が柔軟に連携対応してケースを起こし、委託措置につなげる必要がある。

自立援助ホームの現況について【2021年1月1日現在】

全国自立援助ホーム協議会

○対象数および回答数

- ・施設数 197 ホーム ※休止ホーム2ホーム含む
- ・有効回答 195 ホーム（休止ホーム2ホームを除外した全ホームが回答）

1. 運営主体

社会福祉法人	NPO法人	社団法人	財団法人	株式会社	有限会社	任意団体	その他	合計
52	99	31	2	5	1	3	2	195
26.7%	50.8%	15.9%	1.0%	26%	0.5%	1.5%	1.0%	100%

2. 定員数（総定員数 1,253 名）

4～6	162 ホーム
7～9	20 ホーム
10～12	6 ホーム
13～15	2 ホーム
16～	5 ホーム
合計	195 ホーム

3. 職員数

	男性	女性	合計
常勤	261.5 人	329 人	590.5 人
補助職員	121 人	344 人	465 人
合計	382.5 人	673 人	1055.5 人

4. 心理職の配置について

雇用している	16 ホーム
制度はあるが、雇用していない	48 ホーム
制度がない	123 ホーム
その他	8 ホーム

5. 在籍者数について（2021年1月1日現在）

	男子	女子	合計	割合
15 歳	28	30	58	6.4%
16 歳	64	68	132	14.6%
17 歳	108	127	235	26.1%
18 歳	103	119	222	24.6%
19 歳	77	98	175	19.4%
20 歳以上	38	42	80	8.9%
合計	418	484	902	100.0%

6. 進学者（2021年1月1日現在）

		人数	割合
高校	全日制	130	14%
	定時制	84	9%
	通信制	139	15%
	単位制	22	2%
特別支援学校高等部		12	1%
短大・専門学校		22	2%
4年生大学		12	1%
その他の大学		30	3%
学籍児童計		451	50%

7. 社会的養護自立支援事業の自治体での予算化

されている	139 ホーム
されていない	18 ホーム
わからない	38 ホーム
在籍者数	55 人

8. 就学者自立生活援助事業の自治体での予算化

されている	125 ホーム
されていない	16 ホーム
わからない	54 ホーム
在籍者数	37 人

9. 障がいの有無（複数回答あり）

	人数	割合
療育手帳所持	84	9%
精神障害保健福祉手帳所持	74	8%
身体障害者手帳所持	1	0%
発達障害と診断	197	22%